

議会運営委員会

日 時 平成30年8月31日（金） 午前10時00分～
場 所 第3委員会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1】

- ・第1章 総則（第1条・第2条）
- ・第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第5条）

2 議会基本条例の検証結果及び検討について【別紙No.2～6】

- （1）各条項の評価結果の確認（第5条の2～第24条）

3 その他

議会基本条例検証項目一覧

平成30年8月31日

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章	総則	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		第2条	議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。(H26一部改正) 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第2章	議会及び議員の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。					
			(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。	第1章(目的)・第2章(活動原則)に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			(4) 市政への市民参加を推進すること。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。(H26一部改正)		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。							
	(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他			
	(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他			
	(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他			
第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	【運用基準2】会派の役割を明確化			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
	2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。				<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		

章	見出し	条	条文	現状の課題・問題点等	主な意見	評価	今後の方向性	
第3章	市民参加及び市民との連携	第6条	市民と議会の関係	議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。(H28追加)	①政務活動費の課題が解決できていない。[新清流会] ②政策の協議をさらに充実して活動の具現化を図る。[緑風会]	・政務活動費を活用し会派を超え闊達に調査研究できる仕組みが大事である。 ・最終的に条例提案する等、市政に反映するには至らなかった。 ・会派や常任委員会でも研究ができるため、活用されていない。運用を整理した方がやりやすいのでは。	B一部達成	取組検討
				2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。(H28追加)				
			市民と議会の関係	議会は、会議を原則公開とする。			A達成	継続
				2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	①常任委員会のライブ中継、録画配信の実施。[緑風会] ②委員会等で追加資料を求め、後に資料が提出された場合、傍聴者はその提供を受けられない場合がある。ホームページで後日公開される委員会等の記録にも、追加資料が不足している。[会派に属さない議員] ③委員会等の記録では、執行部の説明が省略されており、記録を読んだだけでは質疑や討議の前提となる情報が得られない。[会派に属さない議員] ④賛否状況は公開されているが、賛否が分かれた全ての議案について討論が掲載されていない。議会日より、FB等では討論内容や委員会での議論の経過がわかるように記事を充実させることが望ましい。[会派に属さない議員]	②～④について整理する。	B一部達成	取組検討
				3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	①専門的知見の活用は十分に行われていない。委員会等で政策研究を進める中、専門的知見を求めるべき段階においても、予算が確保されていないこと、手続きが確立されていないことから、活用がためられる現状である。謝金不要の公務員招聘は比較的容易だが、行政報告の範疇を大きく超えられる内容ではない。議会としてチェック機能を果たし、政策提言を行うという役割に資する知見を必要な時に得られるようにするためには、更なる環境整備が必要。[会派に属さない議員]		A達成	継続
4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。(H26一部改正)	①意見を聴く機会は設けられている。ただし、意見陳述の際に市民等から示された論点が、その後の審議で議論されていない場合がある。[会派に属さない議員]		A達成	継続				
5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。(H26追加)	①6条5項と7条2項は類似しているので整理してはどうか。6条5項に統合するなど。そのうえで、7条は1項、2項ともに削除。[会派に属さない議員]		A達成	継続				

章	見出し	条文	現状の課題・問題点等	主な意見	評価	今後の方向性
	議会報告会等	第7条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。(H26全改)	①条文を「議会報告会を必要に応じて開催する」と変更してはどうか。[公明党] ②議論が活発でなかった場合、報告すべきことがない。議案を特段異論なく可決した場合は、市の公報で十分。市民意見のうちどの部分が議会活動に反映されたのか不明。明示することで市民の関心を高めることができる。議会報告会という名称は役割を終えたのではないか。自治会に依存した広報や集客はやめるべき。[会派に属さない議員]	・条文は議会運営委員会で検討する。 ・今年の議会報告会の実施については、広報広聴会議で検討する。	A達成	取組検討
		2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。(H26追加)	①さらに積極的に意見交換の場を持つべき。[公明党] ②市民との意見交換について、亀岡市議会は議会報告会等を開催することにより経験を積んできた。今後は、参加したくなるような企画、参加者が満足感を得られる内容になるよう工夫が必要。[会派に属さない議員]	・さらに積極的に意見交換の場を持つべきではないか。仕組みについては、今後、広報広聴会議で検討する。	A達成	継続
第4章 議会と市長等の関係	議員と市長等の関係	第8条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。				
		(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。(H26一部改正)			A達成	継続
		(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(H23一部改正)	①その他の職員による反問が少ない。反問できることが周知されていないのではないか。[会派に属さない議員]		A達成	継続
	議会審議における論点の明確化	第9条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算	①特に、2,4,6号が十分明らかにされていない。各号につき明らかにすべき重要な政策であるかどうかを議運で検討し、合意された場合は各号についての説明を含む資料提出を求めることが、議会審議に資する。[会派に属さない議員] ②執行部が重要と考える政策等を提案する場合は、各号に掲げる事項を明らかにする資料を添付するよう包括的に求めてはどうか。[会派に属さない議員]	・議会として必要なときに資料を求めることとすればよい。	A達成	継続
		2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	①随契の相手方・理由、行政財産の目的外使用の状況・減免理由等の一覧等は、決算審査においても必要。資料の量は増加しているが、質疑は時間の都合上、十分にできない。比較的重要であっても、記載・説明が省略される事項もある。議案・資料を読み込んだ上で、事前に文書による回答を求め、さらに審議の場で質疑したいことは、通告制をとるなどによって、充実した討議を実施できるようになる。[会派に属さない議員]	・資料については、各委員会で取扱う。	A達成	継続

章	見出し	条文	現状の課題・問題点等	主な意見	評価	今後の方向性
係	政策執行に対する評価	第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	①通年議会を導入した以上、予算決算常任委員会を設置すべき。全員で行う決算特別委員会形式を予算特別委員会でも実施すべきではないか。[公明党議員団] ②決算事務事業評価では「事業」と呼んでいるが、実際には複数の事業を含む施策の場合もある。「政策」について不断に点検すべきだが、事務事業評価となると視野が狭くなりがちである。[会派に属さない議員]	・今後、あり方について検討する。 ・予算審査を決算特別委員会を実施している分科会方式にしてはどうか。	A達成	取組検討
	文書による質問	第10条の2 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。(H24追加、H28・H30一部改正)			A達成	継続
	決議等への対応	第10条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。(H26追加)			A達成	継続
第5章 議会の機能の強化	96・2議決事項	第11条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。			A達成	継続
	調査機関の設置	第12条 1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	①調査機関を設置するにふさわしい課題があると思われるが実現していない。調査機関の運営が可能な環境でもない。[会派に属さない議員]		A達成	継続
	定例会の回数及び会期	第13条 1 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	①通年議会の導入により、文言の修正・確認を。[公明党] ②議会の権能を十分発揮できるかという観点から、期間が確保されているわけではない。審査経過によっては、開会日に決定された日数で不足する可能性があるが、スケジュール変更は現実的に困難であり、当初のスケジュールに合わせるために質疑や討議に制約がある。事前の議案調査を開会日までに委員会ごとに行うなどの準備を充実させることが、議会の権能発揮に資するのではないか。[会派に属さない議員]	・必要があれば委員会を開催して対応してはどうか。	A達成	継続

章	見出し	条文	現状の課題・問題点等	主な意見	評価	今後の方向性	
第6章 議会の運営	議員間の自由討議	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			A達成	継続	
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、 <u>議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。</u> （H26一部改正）	①議案審査等の場で自由討議を行うかどうかを諮り、実施を求める意見があった場合も、応じる者がなければ討議が実施されないという状況は遺憾である。自由討議を行うことを前提に会議を運営すべきであり、討議を拒否するものは沈黙するのではなく、討議を不要と考える理由を明確に述べるべき。また、応じる者があって形式的に討議が成立した場合も、質疑と混同された発言があり、議員間での討議に繋がらない例がある。論点ごとに議論が深められるよう会議を運営すべき。[会派に属さない議員]	・委員間討議は委員長の進行によることとすればよい。	A達成	継続	
		3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。（H26一部改正）	①自由討議をさらに充実すべき。[緑風会] ②政策立案・提言につなげるための議論の場では自由討議が不可欠であり、実際に行われている。前提となる情報が表示され、どの論点について議論しているのかが視覚的に共有されるよう、プロジェクトやホワイトボードも活用しながら運営されるとよい。[会派に属さない議員]	・委員間討議は合意形成を図るため、さらに充実させていけばよい。 ・ホワイトボード等は活用すればよい。	A達成	継続	
	委員会の活動	第15条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。（H26一部改正）	①テーマを設定するなどして、計画的に活動する必要がある。（H26年度にテーマ設定をすることを決めたのではなかったか）委員が変わっても、確実に引き継がれる仕組みも必要。[会派に属さない議員]		A達成	継続
	広報広聴の充実	第16条	議会は、 <u>情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。</u> （H26全改）	①タブレット端末の導入。[緑風会] ②FBでは、開催風景と議題のほかにも、どのような議論があったかが発信できるほうがよい。ホームページでは、閲覧者が関心に応じて委員会等の議論を追うことができるようになっていない。日付順にPDFが並んでいるだけなので、検索性が低い。議題となった議案にはリンクを示すとよい。[会派に属さない議員]	・タブレット端末については、予算が伴うので、今後の検討事項としてはどうか。 ・フェイスブックの運用については、当初から安全運転を心掛けてきたものである。 ・議会活性化の検討項目とする。	A達成	継続
	議員研修の充実	第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。			A達成	継続
	議会事務局	第18条	議会は、 <u>議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</u> （H26全改）	①さらに議会事務局の充実(増員)に努める。[緑風会] ②不十分である。議会活動が活発化する前の状況から、体制がほとんど変わっていない。[会派に属さない議員]	・事務局の増員が必要な状況である。 ・今後も議会として要望していく。	A達成	継続
			2 <u>議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</u> （H26追加）	①不十分である。調査・法務機能の充実強化のために可能な措置は、現状の枠組みの中では実現が難しいのではないか。[会派に属さない議員]		A達成	継続

章	見出し	条	条文	現状の課題・問題点等	主な意見	評価	今後の方向性	
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員の政治倫理	第19条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。 2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。	①不規則発言をなくし、議員としての責任ある発言を。[緑風会]		A達成	継続	
		第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。 2 議員定数は、別に条例で定める。	①H26年改正は、市政の現状と課題、将来の予測と展望とは無関係であり、結論ありきの改正であった。意見を聴取しながら、議論にも反映されなかった。[会派に属さない議員]		A達成	継続	
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。 2 議員報酬は、別に条例で定める。	①通年議会導入により見直し検討が必要ではないか。[公明党議員団]	・来期において検討する。		A達成	継続
		政務活動費	第22条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。(H25一部改正) 2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。(H25追加)	・政務活動費の検討			A達成
			3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	①現状について議論し、改善すべき。[緑風会] ②領収書をホームページに公開する。[共産党]	・政務活動費における食糧費の取扱いについて、踏み込んで議論すべきである。 ・食糧費の扱いを明確にすれば、ホームページで公開しても問題ない。 ・次回以降に検討する。	B一部達成	取組検討	
	第23条		この条例は、議会における最高規範である。	①議会基本条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとするという文言を入れてはどうか。【公明党議員団】			A達成	継続
最高規範性及び見直し	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(H26全改)				A達成	継続	

1 議会基本条例の検証結果（第5条の2～第24条）

(1) 各条項の評価結果及び今後の詳細な方向性の確認

○評価結果A 30項目

→ そのうち「継続」として特に意見を付したもの：4項目

→ そのうち「取組検討」としたもの：2項目

○評価結果B 3項目

→ そのうち「取組検討」としたもの：3項目

(計：9項目)

○検討事項及び特に意見を付した事項（9項目）

No.	条文	区分	意見等
1	<p><第7条-1> 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。 【議会報告会】</p>	A 取組 検討	◎条文は議会運営委員会で検討する。 なお、今年の議会報告会の実施については、広報広聴会議で検討する。
2	<p><第22条-3> 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。 【政務活動費】</p>	B 取組 検討	◎次回以降に議会運営委員会で検討する。
3	<p><第10条> 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。 【予算・決算審査のあり方】</p>	A 取組 検討	◎今後、あり方について検討する。 ・予算審査を決算特別委員会で実施している分科会方式にしてはどうか。
4	<p><第5条の2-1> 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。 <第5条の2-2> 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。 【政策研究会】</p>	B 取組 検討	◎今後、運用を検討する。 ・政務活動費を活用し会派を超え闊達に調査研究できる仕組みが大事である。 ・最終的に条例提案する等、市政に反映するには至らなかった。 ・会派や常任委員会でも研究ができるため、活用されていない。運用を整理した方がやりやすいのでは。

No.	条文	区分	意見等
5	<p><第6条-2> 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>【②委員会資料のHP掲載】 【③委員会の会議録】 【④討論内容の充実掲載】</p>	B 取組 検討	<p>◎②～④について整理する。</p> <p>②委員会の追加資料もホームページで掲載すべき。</p> <p>③委員会の会議録で執行部の説明が省略されている。</p> <p>④議会だより、フェイスブックに討論内容を充実して掲載する。</p>
6	<p><第7条-2> 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p> <p>【多様な意見交換の場】</p>	A 継続	<p>◎広報広聴会議で検討する。</p> <p>・さらに積極的に意見交換の場を持つべきではないか。</p>
7	<p><第16条> 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。</p> <p>【タブレット端末】</p>	A 継続	◎議会活性化の検討項目とする。
8	<p><第18条> 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</p> <p>【事務局の強化】</p>	A 継続	◎今後も議会として要望していく。
9	<p><第21条-1、2> 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。</p> <p>【議員報酬】</p>	A 継続	◎来期において検討する。

各市議会の議会報告会の規定状況

○流山市議会（議会報告会）

議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

○所沢市議会（議会報告会）

議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を行うものとする。

○加賀市議会（議会報告会）

議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催するものとする。

○上越市議会（議会報告会）

議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催しなければならない。

○茅ヶ崎市議会（市民参加）

議会は、議会活動について市民に説明等を行うための議会報告会を開催するとともに、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民との意見交換の機会を設けるものとする。

○福知山市議会（市民参加及び市民との連携）

議会は、議会報告会を開催し、市民に対し討議内容及び議決事件の説明をするとともに、市政全般に関する課題について市民との意見交換に努めなければならない。

亀岡市議会基本条例

第7条

議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。

政務活動費の調査研究費に係る食事代の支出について

《1》 今までどおりの内容で、継続する。

【基本的な考え方】

今までどおり、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を準用し、宿泊料の限度額範囲内の朝食代・夕食代〈概ね5,000円以内〉の実費分を認める。昼食代についても、日当の支給範囲内である概ね2,000円以内の実費分を認める。食事代も含め領収書はこれまでどおり添付する。

府下14市のうち、食事代の実費弁償を認めている向日市(昼食代1,500円以内、夕食代5,000円以内)、八幡市(夕食代は3,000円以内、昼食代×)、京田辺市(夕食、朝食については旅費条例に基づく宿泊料範囲内、昼食代は日当を計上し3,000円以内)は、領収書のHP公開はおこなっておらず、調査研究費に係る食事代の実費弁償については市民の誤解を招く恐れもあることから、亀岡市議会もHP公開はおこなわないこととする。

《2》 食事代は「議員の費用弁償等条例」に基づく宿泊料上限額の実費範囲内とし領収書を添付。ただし、昼食代は除く。

【基本的な考え方】

京都府議会事務局『政務活動費の運用マニュアル』を参考とし、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を準用し、宿泊料は条例に定める額を上限とし、実費の範囲で朝食代・夕食代を認めることとするが、宿泊料に含まれる夕食代・朝食代は宿泊料に付随するものとして、当該宿泊先又は当該宿泊先の施設内の店舗が発行した領収書により確認できるものを対象とする。

なお、昼食代については、宿泊に付随しないため認めないこととする。

また、京都府議会は平成30年度から領収書のHP公開をおこなう予定であるが、食事代の領収書HP公開については《1》で述べたようなことを踏まえ、今後の検討課題とする。

《3》 食事代は除く。

【基本的な考え方】

政務活動費は、議員が自発的に行うもので原則実費弁償が前提となるという考

え方から、調査・研究費にあたる会派の視察研修については、旅費、宿泊料(上限額は「議員の費用弁償等条例」に基づく)は実費弁償とするが、食事代は市民の誤解を招く恐れもあることから認めないこととする。ただし、宿泊代に朝食代が含まれている場合には、宿泊に付随するものとして宿泊料の限度内において領収書があれば認めることとする。

府下14市のうち、8市(京丹後市・福知山市・綾部市・宇治市・城陽市・長岡京市・南丹市・木津川市)が食事代を支給せず、かつ領収書のHP公開もおこなっているため、亀岡市議会も次年度以降に領収書のHP公開をおこなうことを検討する。

【参考】

項目	《1》	《2》	《3》
朝食代・夕食代	○ 「議員の費用弁償等条例」に基づく限度額範囲内での実費弁償で、夕食代は概ね5,000円以内。	○(※) 実費弁償の範囲は《1》と同じだが、朝食や夕食は当該宿泊先の店舗とする。	× 実費弁償を原則とするが、食事代は認めない。但し、宿泊代に朝食代が含まれる場合は認める。
昼食代	○ 「議員の費用弁償等条例」の日当範囲内とし、概ね2千円以内。	× 昼食代は宿泊料に付随したものではなく、認めない。	× 昼食代は認めない。
領収書の添付	○ 全て添付する。	○ 昼食代以外は全て添付する。	○ 食事代(宿泊代に朝食代を含む場合は除く)以外は全て添付する。
領収書のHP公開	× 調査研究費に係る食事代支出については、市民の誤解を招くため。	△ 食事代も含めHP公開については、今後検討していく。	○ 食事代(宿泊代に朝食代を含む場合は除く)以外は、全て公開することを検討する。

【注】○(※) … 朝食・夕食代については当該宿泊先の店舗での条件付き

議会基本条例運用基準

2の2 政策研究会

条例第5条の2に規定する政策研究会の運用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - ①政策的条例案の策定に関すること。
 - ②市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。
- (2) 政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない3人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、幹事会を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、賛同する議員により結成するものとする。
- (3) 政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。
- (4) 議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。
- (5) 政策研究会は、政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等を行わないものとする。
- (6) 政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。
- (7) 政策研究会は、その活動結果を議長に報告するものとする。

議会基本条例に「市民福祉の増進」を使用している議会

地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

八王子市議会

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

小金井市議会

(目的)

第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

浜松市議会

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議員の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

長岡京市議会

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、長岡京市議会の運営についての基本理念を明らかにするとともに、議会及び長岡京市議会議員の活動原則と、議会と市民及び市長その他執行機関との関係並びに基本的な事項を定めることにより、議会と市長の二つの代表機関による市の運営において、議会の権能を最大限に発揮しながら、市民の信託に的確に応え、市民に開かれた市民を代表する合議制の機関として、議会の権能の発展及び機能の強化を目指し、市民福祉の増進及び長岡京市の発展を図ることを目的とします。

鳥取市議会

(目的)

第1条 この条例は、鳥取市議会（以下「議会」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会活動の活性化と市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。